

獣医療計画制度について

1 導入の背景

産業動物開業獣医師の高齢化、家畜疾病の多様化・複雑化等を背景として、質・良ともに大きく変化してきた獣医療需要に的確に対応し、畜産業の発展、公衆衛生の向上等に資するため、**国と都道府県が地域における実態を踏まえ、計画的に獣医療を提供する体制の整備を図る必要**があります。

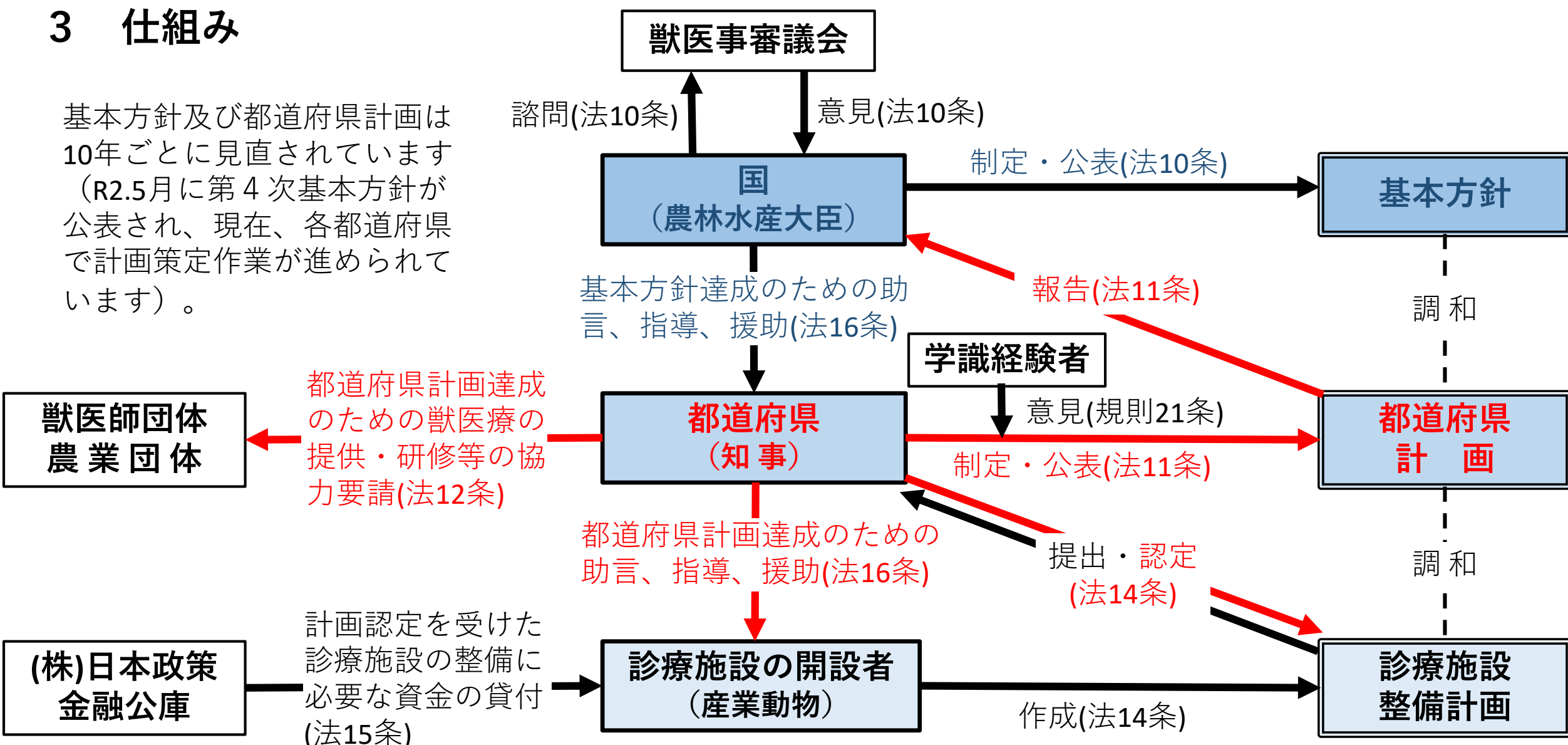
このため、平成4年に制定された獣医療法（法律第46号）において、農林水産大臣が、「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）」を獣医事審議会に諮った上で定めるとともに、都道府県は、当該基本方針に則して、地域の実態を踏まえ、「都道府県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」を策定することにより、**地域における適切な獣医療の提供の確保を図る**こととされています。

2 法令上の規定

獣医療法	獣医療法施行規則
<ul style="list-style-type: none"> ○第10条 獣医療を提供する体制の整備のための基本方針 ○第11条 都道府県計画 ○第12条 関係団体の協力 ○第13条 設備等の提供 ○第14条 診療施設整備計画の認定 ○第15条 (株)日本政策金融公庫からの資金の貸付 ○第16条 基本方針等の達成のための援助 	<ul style="list-style-type: none"> ○第21条 都道府県計画 ○第22条 畜産業の振興に資するための診療施設の整備

3 仕組み

基本方針及び都道府県計画は10年ごとに見直されています（R2.5月に第4次基本方針が公表され、現在、各都道府県で計画策定作業が進められています）。



都道府県計画達成のため設備等を業務に支障ない範囲でその診療施設に勤務しない獣医師の診療、研究、研修に利用させるよう努める(法13条)